解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十一月十五日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

大阪府泉南市樽井一丁目一番一号

泉南市土地開発公社

代表清算人　竹中　勇人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二日総代及び責任役員の定数の全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

兵庫県尼崎市西難波町二丁目一八番一五号

宗教法人妙見宗尼崎教会

清算人　柳生　秀雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

和歌山県西牟婁郡白浜町二一五〇番地三

社団法人湯崎共済会

代表清算人　川口　八郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

和歌山市湊通り丁北一丁目一番地の八

社団法人和歌山県舗装業協会

代表清算人　浅田　殊彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

香川県綾歌郡綾川町枌所東三五三九番地

財団法人香川県民間児・者福祉施設振興会

代表清算人　村上　則良

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日に定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

宮崎県延岡市山下町一丁目七番地九

社団法人宮崎県マッサージ師会

清算人　有留　秀雄

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十月三十一日、社員総会の決議により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

岩手県宮古市鈴久名第六地割二七番地

社団法人川井村産業開発公社

代表清算人　藤田　清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

東京都港区六本木六丁目二番三一号六本木ヒルズノースタワー一六階森英恵事務所内

社団法人日本デザイン文化協会

代表清算人　小山　泰子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

石川県金沢市新神田三丁目八番一七号

財団法人北陸痛風研究会

清算人　浮田　俊彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月二十二日をもって存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

鹿児島県薩摩川内市祁答院町藺牟田一八〇六番地　財団法人鹿児島勤労者いこいの村

代表清算人　石走　直伸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

北海道虻田郡倶知安町北二条西二丁目一八番地

社団法人羊蹄医師会

代表清算人　皆川　幸範

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月十九日開催の第六十七回総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

東京都世田谷区上用賀二丁目四番二八号

社団法人全日本家禽協会

清算人　小宮山鐵朗

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為第三十四条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

富山県射水市島一三六三番地

財団法人浅井報徳会

代表清算人　豊田　和雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

石川県金沢市山の上町四九番五号

財団法人真理実行会

清算人　四位例　章

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

滋賀県高島市今津町椋川五一二番地

財団法人谷神不老会

代表清算人　栗田　俊栄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十月十六日京都府中丹広域振興局長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

京都府舞鶴市字西屋五四七番地

西屋生産森林組合

代表清算人　岸　正堅

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日

島根県隠岐郡隠岐の島町中村一一九番地

社団法人郡愛林会

代表清算人　藤野　正見